

インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例（案）

修正前	修正後	考え方
	<p>(前文)</p> <p>インターネットの普及により、私たちは自分の意見を自由に発信し、多くの人々とのコミュニケーションを図ったり情報を共有したりすることが可能になった。</p> <p>その一方で、インターネット上の誹謗中傷、プライバシーの侵害、差別的言動、真偽不明の情報の発信や拡散などインターネットの誤った使い方が後を絶たず、深刻な社会問題となっている。</p> <p>特定の個人や自分と考え方の違う人たちのことを貶め、傷つける行為は、誰であっても決して許されるものではない。私たち一人ひとりがこのことを心に刻み、社会全体でインターネットの誤った使い方を改めていく必要がある。</p> <p>そのためには、誰もがそれを自分自身の問題としてとらえ、インターネット上の利用ルールや良識を守り、リテラシーの向上を図りながら、すべての人の人権が尊重され、分断や対立を生み出さない寛容な社会づくりを進めていかなければならない。</p> <p>このような認識に基づき、社会全体でインターネット上の人権侵害の防止及び被害者の支援に向けた取組を進めるため、県、県民、事業者及び市町の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的として、この条例を制定する。</p>	<p>※ 目的規定の後半部分を取り込み</p>

<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、誹謗中傷、プライバシーを侵害する言動、部落差別やヘイトスピーチなど不当な差別的言動等がSNS等インターネットを通じて容易に発信、拡散され、深刻な社会問題となっていることを踏まえ、こうした人権侵害は許されないものであるとの認識の下、社会全体でその防止及び被害者の支援に向けた取組を進めるため、県、県民、事業者及び市町の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 人種等の属性 人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認その他の属性をいう。</p> <p>(2) 人権侵害情報 次に掲げるものに係る言動その他の言動により他人の権利を侵害すると認められる情報をいう。</p> <p>ア 誹謗中傷</p> <p>イ 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの</p> <p>ウ 人種等の属性を理由としてする侮辱又は人種等の属性を理由として不当な差別的取扱い</p>	<p>(削除)</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 人種等の属性 人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認その他の属性をいう。</p> <p>(2) 人権侵害情報 次に掲げるものに係る言動その他の言動により他人の権利を侵害し、又は侵害するおそれがある」と認められる情報をいう。</p> <p>ア 誹謗中傷</p> <p>イ 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの</p> <p>ウ 人種等の属性を理由としてする侮辱又は人種等の属性を理由として不当な差別的取扱い</p>	<p>※ 本県では、前文を置いた場合、第1条には「目的」規定は置かず「定義」「基本理念」などの規定を置くのが通例のため削除し、前文に統合</p> <p>※ 第1条削除に伴う条ずれ(以下同じ)</p> <p>※ 「他人の権利を侵害するおそれがある」と認められる情報」も含むこととし、指針案と整合させる。</p>
--	--	--

<p>をすることを助長し、又は誘発すると認められるもの（以下「不当な差別」という。）</p> <p>(3) 人権侵害行為 特定電気通信（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）により人権侵害情報を流通させることをいう。</p> <p>(4) 特定個人 県内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。</p> <p>(5) 集団 特定個人により構成される集団をいう。</p> <p>（県の責務）</p> <p>第3条 県は、国及び市町との連携を図りつつ、人権侵害行為の防止に関する施策及び人権侵害行為による被害者を支援するための施策を実施するものとする。</p> <p>（県民の責務）</p> <p>第4条 県民は、SNS等インターネットにおける人権侵害は許されないとの認識を深めるとともに、国、県及び市町が実施する人権侵害行為の防止に関する施策及び人権侵害行為による被害者を支援するための施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>をすることを助長し、又は誘発すると認められるもの（以下「不当な差別」という。）</p> <p>(3) 人権侵害行為 特定電気通信（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）により人権侵害情報を流通させることをいう。</p> <p>(4) 特定個人 県内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。</p> <p>(5) 集団 特定個人により構成される集団をいう。</p> <p>（県の責務）</p> <p>第2条 県は、国及び市町との連携を図りつつ、人権侵害行為の防止に関する施策及び人権侵害行為による被害を受けた者（以下「被害者」という。）を支援するための施策を実施するものとする。</p> <p>（県民の責務）</p> <p>第3条 県民は、インターネット上の人権侵害は許されないとの認識を深め、人権侵害行為を行わないよう努めるとともに、国、県及び市町が実施する人権侵害行為の防止に関する施策及び被害者を支援するための施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>※ 2号イの「特定の個人」とは意味が異なるため、「特定個人」に修正</p> <p>※ 集団は、構成員の概ね過半数が「特定個人」（県民）である場合を想定。</p> <p>※ 県民の責務として「人権侵害行為を行わない」旨を規定。</p>
---	---	---

(事業者の責務)

第5条 事業者は、人権侵害行為の防止及び被害者の支援に向けた取組の必要性についての理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、国、県及び市町が実施する人権侵害行為の防止に関する施策及び**人権侵害行為による**被害者を支援するための施策に協力するよう努めなければならない。

(市町の責務)

第6条 市町は、国及び県との連携を図りつつ、その地域の実情に応じ、人権侵害行為の防止に関する施策及び**人権侵害行為による**被害者を支援するための施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(啓発等)

第7条 県は、県民及び事業者に対し、**人権意識の高揚、SNS等インターネットを利用する場合におけるモラル及びリテラシーの向上**に取り組む等人権侵害の防止に向けた啓発その他必要な施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、人権侵害行為の防止及び被害者の支援に向けた取組の必要性についての理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、国、県及び市町が実施する人権侵害行為の防止に関する施策及び被害者を支援するための施策に協力するよう努めなければならない。

(市町の責務)

第5条 市町は、国及び県との連携を図りつつ、その地域の実情に応じ、人権侵害行為の防止に関する施策及び被害者を支援するための施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(啓発等)

第6条 県は、県民及び事業者に対し、**人権尊重の理念に対する理解を深め、インターネットに関するリテラシーの向上**に取り組む等人権侵害の防止に向けた啓発、**教育**その他必要な施策を実施するものとする。

※「人権意識の高揚」→「人権尊重の理念に対する理解を深め」（人権教育・啓発推進法第3条より）

※「教育」についても、その重要性に鑑み、人権侵害防止に向けた県の施策の例として特出しして記載

(相談、情報の提供等による支援)

第8条 県は、人権侵害行為に関する相談に**応じ、特定電気通信役務提供者（法第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対する人権侵害情報の送信を防止する措置（以下「防止措置」という。）を求め**るための方法**その他必要な情報の提供及び助言、専門的な知識又は技能を有する者の紹介その他の支援を行うものとする。**

(人権侵害情報の収集等)

第9条 県は、特定電気通信により流通する集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報であって、不当な差別が含まれるものを把握するため、収集**その他必要な措置を講ずることができる。**
2 県は、前項の規定による措置により把握した人権侵害情報について、必要があると認める場合は、国、市町**その他関係機関**に対し、情報提供**その他必要な措置を講ずるものとする。**

(相談、情報の提供等による支援)

第7条 県は、**被害者の心理的負担の軽減等を図るため、人権侵害行為に関する相談支援体制を整備するものとし、必要に応じて、次に掲げる支援を行うものとする。**

(1) 特定電気通信役務提供者（法第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対する人権侵害情報の送信を防止する措置(以下「**削除措置**」という。)を求め**るための方法その他必要な情報の提供及び助言**

(2) 専門的な知識又は技能を有する者の紹介

(3) 前2号に掲げるもののほか、**被害者の相談対応として必要な支援**

(人権侵害情報の収集等)

第8条 県は、特定電気通信により流通する集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報であって、不当な差別が含まれるものを把握するため、収集**その他必要な措置を講ずることができる。**

2 県は、前項の規定による措置により把握した人権侵害情報について、必要があると認める場合は、国、市町、**特定電気通信役務提供者****その他関係機関**に対し、情報提供**その他必要な措置を講ずるものとする。**

※ 被害者支援施策の例として「被害者の心理的負担の軽減」を追加

※ より分かりやすい表現とするため、略称は「削除措置」に変更（以下同様）

※ 情報提供先として特定電気通信役務提供者を明記。

(防止措置の要請)

第10条 知事は、特定個人若しくは集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報（不当な差別が含まれるものに限る。以下本条において同じ。）が特定電気通信により流通していることが明らかであり、当該流通によって自己の権利を侵害されたとする者からの申出があったとき（当該者が防止措置を求めた場合においても防止措置がとられないときに限る。）、又は前条第1項の規定による措置により人権侵害情報を把握したときは、防止措置の要請を行うことができる。

(指導又は助言)

第11条 知事は、前条の規定による防止措置の要請を行ってもなお防止措置がとられない場合で、当該人権侵害行為を行った者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

2 知事は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、あらかじめ、当該人権侵害行為を行った者の意見を聴くものとする。

(削除措置の要請)

第9条 知事は、特定個人若しくは集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報（不当な差別が含まれるものに限る。以下本条において同じ。）が特定電気通信により流通していることが明らかであり、当該流通によって自己の権利を侵害されたとする者からの申出があったとき（当該者が削除措置を求めた場合においても削除措置がとられないときに限る。）、又は前条第1項の規定による措置により人権侵害情報を把握したときは、特定電気通信役務提供者に対し、削除措置の要請を行うことができる。

(指導又は助言)

第10条 知事は、前条の規定による削除措置の要請を行ってもなお削除措置がとられない場合で、当該人権侵害行為を行った者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

2 知事は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、あらかじめ、当該人権侵害行為を行った者の意見を聴くものとする。

※ 誰に対して要請するのかを追加

(防止措置の要請等の基準)

第12条 知事は、第10条の規定による要請及び前条の規定による指導又は助言については、別に定める基準に基づき行うものとする。

- 2 知事は、前項の基準を定めるに当たっては、表現の自由その他の国民の権利に配慮するものとする。
- 3 知事は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、特定電気通信の利用その他の方法により公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(防止措置の要請等の状況の公表)

第13条 知事は、毎年1回、次に掲げる事項について、特定電気通信の利用その他の方法により公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 第10条の規定による防止措置の要請の実施状況
- (2) 第11条第1項の規定による指導又は助言の実施状況
- (3) その他知事が必要と認める事項

(削除措置の要請等の基準)

第11条 知事は、第9条の規定による要請及び前条の規定による指導又は助言については、別に定める基準に基づき行うものとする。

- 2 知事は、前項の基準を定めるに当たっては、表現の自由その他の国民の権利に配慮するものとする。
- 3 知事は、第1項の基準を定めたときは、遅滞なく、特定電気通信の利用その他の方法により公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(削除措置の要請等の状況の公表)

第12条 知事は、毎年度1回、次に掲げる事項について、特定電気通信の利用その他の方法により公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 第9条の規定による削除措置の要請の実施状況
- (2) 第10条第1項の規定による指導又は助言の実施状況
- (3) その他知事が必要と認める事項

※「毎年度」に修正。

<p>(財政上の措置等)</p> <p>第14条 県は、人権侵害行為の防止に関する施策及び人権侵害行為による被害者を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(財政上の措置等)</p> <p>第13条 県は、人権侵害行為の防止に関する施策及び被害者を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p>	
--	--	--